

「セキュリティ対策の方向性について」に係る状況について

1. 個人情報保護関係法令の見直し状況について

平成 27 年 3 月 10 日、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（以下「改正案」という）」が閣議決定された（改正案の概要については参考資料 3 参照）。

この改正案では、「個人情報」の定義を以下のように改め、特定の個人を識別することができる符号について、「個人識別符号」として政令指定することで、個々の符号が「個人情報」に該当することを明確化としている。

改正案 （抄）※下線は事務局で記載

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 （略）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3～10 （略）

現行の割賦販売法は、クレジットカード番号等単体では、個人情報に該当しないとい

う前提¹で「クレジットカード番号等の適切な管理等」に係る規定を置いているが、改正法においてどのような符号を「個人識別符号」として政令で指定するかについては、今後、検討することとされている。以上の状況を踏まえ、「クレジットカード番号等」が指定される場合、指定されない場合各々について、以下の事項を検討する必要があるのではないか。

1. 1. 指定される場合

改正後の個人情報の保護に関する法律に基づき、クレジットカード番号等を保有する全ての事業者、クレジットカード番号等を含む個人情報の安全管理措置等を講じることが求められる。この場合、割賦販売法において重ねて安全管理措置等を求める必要はないと考えられる。

他方、現行の割賦販売等は、クレジットカード番号等の適切な管理を主な目的としており、この「適切な管理」には、番号漏えい時の不正使用防止も含んでいるといえる²のに対し、個人情報保護法の主な目的である、個人情報の適正な取扱い及び活用に番号漏えい時の対策が含まれるかは明らかでない。

国際ブランド、イシューア、アクワイアラー、PSP といった、クレジットカード取引を事業とする者について、個人情報の保護に関する法律の改正後も、割賦販売法により、番号漏えい時の不正使用防止策等を担保する必要はないか、考え方を整理する必要があるのではないか。

1. 2. 指定されない場合

クレジットカード番号等単体では、個人情報の保護に関する法律の保護の対象とはならない。一方、加盟店からの大規模なクレジットカード番号等の漏えい事案が発生している現状を踏まえ、クレジットカード取引を事業とする者及びクレジットカード番号等を保有する者、について、割賦販売法において「クレジットカード番号等の適切な管理等」の義務付け等の措置が必要ないか。

¹ 「割賦販売法の解説」300 頁

² 割賦販売法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号（同条第 2 項において準用される場合を含む）においては、イシューア・アクワイアラーにおいてクレジットカード番号等の漏えい事故が発生した場合のみならず、加盟店等において漏えい事故が発生した場合にも、イシューア・アクワイアラーが必要な措置を講じることが求めている。